



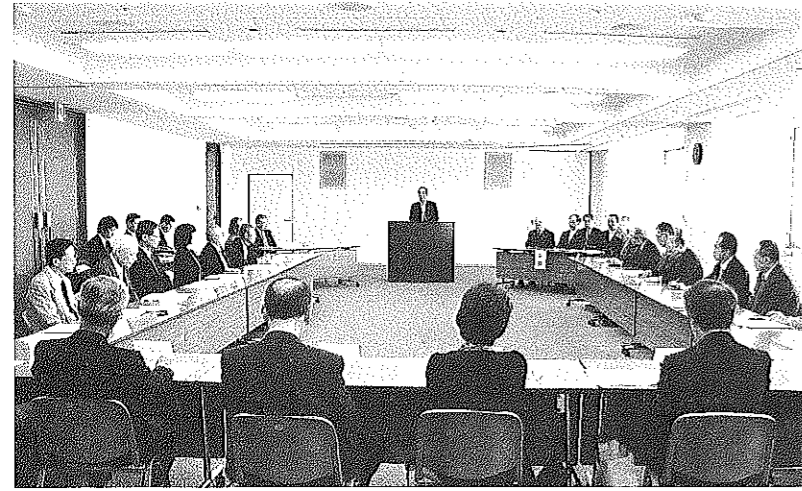
いばらき

農業委員会だより

平成27年9月
(創刊昭和50年11月)

第159号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)



農業委員会は、4月23日、市役所南館において、木本市長、坂口市議会議長、藤本農業協同組合代表理事組合長、大塚副市長、西林産業環境部長を来賓に招き、茨木市農業委員会委員総会を開催しました。

農業委員会委員総会を開催 平成27年度農業委員会活動計画を決定

当日は、平成26年度の茨木市農業委員会活動の報告とともに、平成27年度茨木市農業委員会活動計画を議決しました。

平成27年度活動計画は、前年度の活動計画に対する実績の点検・評価をもとに、次のとおり決定しました。

法令事務(遊休農地に関する措置)について

管内の農地面積6万3065aのうち、遊休農地の割合は1.4%(886a)となっています。農家の高齢化や後継者不足の問題、相続による土地持ち非農家の課題等により、近年、遊休農地は増加しています。

農業委員会では、ふるさと農業再生委員会及び都市農政対策委員会を中心に、農地パトロールを行い、地域毎に遊休農地の発生防止に努めるとともに、遊休農地面積の約1割(100a)の解消を目指します。

促進等事務(認定農業者等担い手の育成及び確保等)について

管内の農家数は1322戸あり、認定農業者は14経営体、大阪版認定農業者は94経営体です。遊休農地の解消に向けて、農地の利用集積を促進する必要がありますが、農業従事者の高齢化、後継者不足により、農業人口が減少する中で、認定農業者等の担い手を確保することが難しくなっています。

認定農業者の確保については、国認定農業者2経営体、大阪版認定農業者40経営体を目指します。なお、これまで利用集積された農地面積は947aで、管内の農地面積の1.5%となっています。今後、関係機関と連携を図り、貸し手、借り手の意向等の情報収集及び提供を強化し、100aの利用集積を目指します。また、農地パトロールを実施し、違反転用の未然防止に努めます。

第41回 農業祭

～都市と農村のふれあいを求めて～

11月21日・22日開催

当日は、農林産物品評会や展示販売、各種アトラクション等を予定しています。皆さんお誘い合わせの上、ご参加ください。

開催日

11月21日(土) 午前9時～午後4時
11月22日(日) 午前9時30分～午後3時

会場

市役所前中央公園 南・北グラウンド



農業委員短信

農業委員会等に関する法律第12条第1項(茨木市農業協同組合推薦)の選任委員に異動がありました。

「就任」



小山委員

小山 登氏
(平成27年6月26日付就任)

「退任」



山口委員

山口 修造氏
(平成27年6月26日付退任)

お知らせ

11月の農地転用等許可申請の受付期間は、11日(水)から20日(金)までです。

無断転用をなくしましょう!

優良な農地は、私たちの食生活に必要な食料の大切な生産基盤です。また、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、私たちの生活に無くてはならない存在です。

この大切な農地を守っていくために、農地の転用には、農地法で一定の規制がかけられています。特に、市街化調整区域内の農地を転用する場合には、一時的なものであっても転用許可が必要で、基準を満たさないものについては、許可をすることができません。

農地の転用とは?

農地転用とは、農地を農地以外のものにする事、例えば、田、畑などの農地を所有者が住宅、倉庫などの建物敷地に利用したり、資材置場、駐車場などの目的で利用すること(農地法第4条許可)、また、農地以外の目的で他の人に譲渡したり、貸し付けたりすること(農地法第5条許可)をいいます。

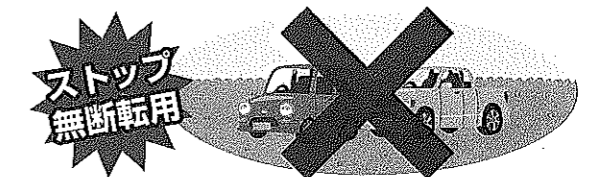
許可を受けないとどうなるの?

許可なく転用された場合は、工事の中止や原状回復など違反行為の是正のために必要な措置を命じることができるほか、3年以下の懲役又は300万円以下(法人は1億円以下)の罰金が適用されることもあります。

市街化区域では届出を

市街化区域内の農地転用は、許可の代わりに届出が必要です。手続の詳細は、市のホームページをご覧ください。

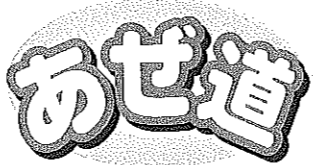
かけがえのない農地を守り活かしていくために、無断転用をなくしましょう!



平成27年度 茨木市農林業施策

茨木市では、平成27年度農林業関係（農業委員会経費を含む。）として、3億4322万5千円、次のような事業を実施いたします。

- ① 農業生産基盤の整備
水路や農道などの生産基盤施設の維持工事、実行組合長会等が実施する施設整備に対する補助を行います。
- ② 生産調整の推進
生産調整手続や経営所得安定対策の事務を実施するとともに、景観作物の栽培に対し、補助を行います。
- ③ れんげ米栽培の推進
緑肥としてれんげを活用した米栽培に対し、補助を行います。
- ④ 有害獣対策の実施
猟友会に依頼しての捕獲に加え、捕獲檻での対策、防護柵設置に対する補助を行います。
- ⑤ 農業体験推進
市保有地における市民農園の運用、観光農園のPRを行います。
- ⑥ エコ農産物栽培支援
大阪府と連携したエコ農産物の栽培認定、栽培に対する市独自の補助を行います。
- ⑦ 遊休農地の解消
農業委員会と連携し、実態調査と意向調査及び指導を行います。また、大阪府の準農家制度、農地の解消を推進します。
- ⑧ ため池清掃業務に対する補助
都市部に位置するため池に繁茂する水草の処理やごみ処分に対する補助を行います。
- ⑨ 農地多面的機能支払交付金の導入
農業者等による農道や水路等の維持保全活動と併せて実施する景観形成活動に対する補助を行います。
- ⑩ 市民参加による森林整備の推進
森林サポーター養成講座の開催や里山まつりを実施します。
- ⑪ 北辰中学校跡地利用の検討
平成26年度に策定した北辰中学校の跡地利用基本構想に基づき、関係地域への説明や運営方法の検討を行います。
- ⑫ 里山の景観形成
見山地区の森林において、不要木の整理と花木の植栽を行ない、美しい里山景観を形成します。



安威集落営農部会からの展開



農業委員 中内 清孝

私の住む安威地域は、縄文時代の古墳が発見され、その後の古墳群の解明から、藤原鎌足公との縁が深くロマンが溢れるところである。

近世では、島下郡安威村と十日市村が合併し、島下郡（後に三島郡）安威村となった地域で、茨木市の中心部の北側に位置する。農地の多くは安威川中流の右岸地域から広がり、西は、佐保川にまで至る市の間開地域でもある。

この安威川には多くの井堰が作られ、広く三島平野の農地を潤してきた。地元から「農業用水だけは不自由しなかった」と聞くが、「何回も安威・十日市地区では堤防が決壊した」とも聞く。そのような中で、農業生産が盛んに行われてきた。

特産品は、野菜作りは勿論、酒米、西瓜、うど、ユリ根、けし、タバコ、マスカット、しめじ茸などであった。近年では、追手門学院大学、安威団地、その他小規模の開発などが

あったが、現在は市街化調整区域で、かつ、農用地が多くを占め、優良農地として保全されている。現在では、安威川ダム関連事業の茨木亀岡線拡幅による「農道整備」と、安威川から茨木市西代土地改良区内への「送水用ポンプ施設」の移設が機能しており、随分助かっている。しかし、全体として、農家戸数と人口は年々減少し、平成27年度では11軒、農業委員会委員選挙人名簿該当者は、285人（男144人・女141人）となっている。

都市近郊農業の抱える悩みは、どの集落でも大なり小なり同じで、高齢化と共に担い手・後継者不足、農地保全への引き受け手なし、機械貧乏の上に、米価の低迷などの悪循環で「農地保全」が精一杯で、「食える農業」には程遠い現状がある。その中で、とりあえず始めたのが「安威集落営農部会」の結成（実行組合長、市議会議員、農業委員、認

全国農業委員会会長大会に参加 大上会長が要請活動を行う



5月28日、東京・日比谷公会堂において約2千人の全国農業委員会会長等や、林農水産大臣を始めとする

多数の国会議員の来賓が参加し、平成27年度全国農業委員会会長大会が開催されました。茨木市農業委員会からは、大上会長が参加しました。大会では、「新たな農業委員会制度の確立に関する要請決議」や「PPP交渉において国会決議の遵守を求める要請決議」などを採択し、その後、国会議員等に要請活動を行いました。決議を踏まえ、大上会長は、地元選出の原田憲治、足立康史両衆議院議員に要請書を手渡し、地域の課題に円滑に取り組むことができるよう、地域に根ざした農業委員の選任が可能となる制度などを要請しました。

農業者年金で老後の生活を がっちりサポート!

農業者年金は、60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方が加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

農業者年金の特徴

- 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。
- 80歳までの保証がついた終身年金です。
- 税制面で大きな優遇があります。

詳しいことは、農業委員会へお問い合わせください。

定農業者、専業農家、会社退職者などの有志）である。目的はまず、「地域の農地は自分達で守る」、つまり、地域農業維持推進のため、耕作人の高齢化、病氣、転勤などで一時的に耕作が困難になった場合、「農作業委託」の申出を気軽に受け付けることからであった。さて、部会から次への展開と展望であるが、今までどおり依頼のあった農作業を請け負いながら、農家が維持管理できず貸付けを希望している場合、安心して貸し借りができるよう、市が定める農用地利用集積計画（利用権設定）により部会員が借り受け、地域の農地を守る。また、場合によっては、「農地中間管理機構」の事業を活用し、地域の農地を保全する。機構は、平成25年に制定された農地中間管理事業法に基づき、農業経営の規模拡大や集約化、農地利用の効率化を促進することにより、農業の生産性を向上させる目的で作られた法人である。既に事業としての「貸し借り」の制度は動き出しているが、借り手は機構に登録した者の中から選ばれ、地域の農家に限定されないことから、私は、「地域の農地は自分達で守る」という点で部会員が借り受け守ることが望ましい



安威川右岸から十日市を望む田園風景